

## ②雇用対策

### ■具体的な施策等

- 女性の起業等の支援
- 本格的な雇用復興に向けた雇用創出ときめ細かな就労支援等
- 若者・女性・高齢者・障害者の雇用機会の確保
- 被災した生活衛生関係営業者への支援
- 被災者向け農の雇用事業
- 農山漁村女性の起業活動等の取組支援
- ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス育成支援

| 女性の起業等の支援  |   |             |
|--|---|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |   | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策  | 内閣府         |
| 節  | (2)地域における暮らしの再生                                   |             |
| 項  | ②雇用対策   | 作成年月        |
| 目  | (iii)女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げ支援 | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |   |             |
| <p>(1) 平成 23 年5月 11 日に、「女性の就労等のための支援情報」をとりまとめ、被災 3 県及び仙台市に文書を発出するとともに、男女共同参画局ホームページや男女共同参画局メールマガジンで周知を図った。また、第3次補正予算を反映させて事業内容を追加し、12 月8日、2月1日に再度周知を図った。</p> <p>さらに、東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」においても、「女性の就労等のための支援情報」を掲載し、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行った。</p> <p>(2) 平成 23 年8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「女性の起業活動等、コミュニティビジネスの支援」などについて、周知を図った。</p> <p>(3) 平成 23 年8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「雇用、起業、コミュニティビジネスなど、女性の経済的自立を支援していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>(4) 平成 23 年8月 24 日に、仙台市において、女性の視点を反映した復興策や女性の就業や起業支援を進めるための意見交換を行う、「宮城復興・女性シンポジウム」を開催した。</p> <p>(5) 平成 24 年1月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の</p> |   |             |

|   |
|---|
| <p>活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。</p> <p>(6) 平成 24 年6月に公表した「平成 24 年版男女共同参画白書」において、「男女共同参画の視点からの防災・復興」を特集のテーマに取り上げ、被災地における女性の就業・起業等の支援の取組を記載した。また、男女共同参画会議監視専門調査会において、平成 24 年 9 月から、防災・復興における男女共同参画の推進に関する施策を監視し、同年 12 月に、被災地における女性の雇用確保・起業支援等を含む復興にの局面における男女共同参画の推進について意見を取りまとめた。いずれも、男女共同参画局のホームページ及び男女共同参画局広報誌への掲載等を行い、周知を図った。</p> <p>(7) 平成 24 年7月に、被災地における女性の就業・起業等を支援するため、復興庁等と共催し、仙台市において女性を対象とした起業支援セミナーを開催した。</p> <p>(8) 平成 24 年 11 月から平成 25 年 1 月にかけて、東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査として、アンケート調査及びヒアリング調査を行った(現在、公表に向けて準備中)。</p> <p>(9) 東日本大震災等の対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成している。作成に当たっては、有識者からなる検討会を開催するとともに、関係者から広く意見を聴取する意見交換会を開催した。また、取組指針案をホームページに掲載して広く意見を聞くとともに、地方公共団体に対して意見照会を行った(平成 25 年 3 月末から 4 月 19 日)。</p> |
| <p>当面(今年度中)の取組み</p>   |
| <p>○ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を取りまとめ、地方公共団体と共有し、起業等への支援が行われるよう、取組促進の働きかけを行っていく。</p> <p>○ 東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査の結果を公表し、被災地での起業支援等に関する取組事例を紹介するなどにより、さらなる推進を図る。</p>   |
| <p>中・長期的(3 年程度)取組み</p>  |
| <p>○ 女性による起業やコミュニティビジネスについて良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。</p>   |
| <p>期待される効果・達成すべき目標</p>  |

- 女性による起業や、コミュニティビジネスが広がることで、女性の経済的自立と雇用の拡大を促すことにより、地域の活性化につながる。
- 女性による起業活動等の取組は、定量的な目標を設定することは困難である。

平成25年度予算における予算措置状況

予算措置なし。

| 本格的な雇用復興に向けた雇用創出ときめ細かな就労支援等   |                 |             |
|---|-----------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |                 | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策          | 厚生労働省       |
| 節   | (2)地域における暮らしの再生 |             |
| 項   | ②雇用対策           | 作成年月        |
| 目   | (i)             | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |                 |             |
| <p>・総合的な就労支援・雇用創出対策の取りまとめ</p> <p>東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出を促進するため、関係各省も参画した会議において、当面の緊急雇用対策として第1弾を平成 23 年 4 月 5 日に、第 1 次補正予算等による当面の対策として第2弾を同年 4 月 27 日に、被災地における長期的な安定雇用のさらなる創出を図るための第 3 次補正予算等による対策として第3弾を同年 10 月 25 日に取りまとめた。</p> <p>・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出</p> <p>将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を創設した。</p> <p>また、被災地では土地のかさ上げに時間を要するなど、企業の施設整備等を含め、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況であったことから、平成 24 年度補正予算において、実施期間の1年延長を行った。</p> <p>・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出</p> <p>引き続き、被災者の雇用の場を確保するため、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、都道府県や市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する「震災等緊急雇用対応事業」を実施した。</p> <p>また、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要する状況であったことから、平成 24 年度補正予算において、基金を積み増すとともに、実施期間を1年延長した。</p> <p>・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援</p> <p>被災した求職者の早期再就職を図るため、復旧事業等の求人の積極的な確保や、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介、出張相談を実施した。</p> <p>また、被災地域のハローワークを中心に求人開拓推進員を増員し、災害復興関係事業等に係る求人開拓、寮付き求人及び住込み求人等、求職者の生活状</p> |                 |             |

況及びニーズを踏まえた求人開拓を積極的に実施した。

・公的職業訓練の拡充等

被災地の復旧・復興に必要な人材育成を進めるため、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定や、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模の拡充等に取り組むとともに、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行った。

・訓練修了者に対する就職支援等の実施

被災地域のハローワークを中心に、就職支援ナビゲーターを増員し、職業訓練の受講を希望する震災被災求職者等に対して、担当者制も含めたきめ細かな就職支援等を実施した。

・各種助成金による事業主の支援

被災地の事業所やそれらと一定規模以上の経済的関係のある事業所における雇用の維持を支援するため、雇用調整助成金の支給に係る要件緩和や支給限度日数の拡充を行った。(特例については、平成 24 年度をもって受付終了)

また、被災離職者等を雇い入れる事業主に対し、雇入れ一人当たり 50 万円(中小企業は 90 万円)を助成する「被災者雇用開発助成金」による支援を行った。対象労働者を 10 人以上雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合には、1 事業主につき 1 回 50 万円(中小企業は 90 万円)の助成金を上乗せした。

・長期失業者等総合支援事業

離職後 1 年以上の長期失業者や長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託による就職支援を総合的に実施する「長期失業者等総合支援事業」を創設した。

・農林漁業者の就労支援

各都道府県の拠点ハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置し、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を行った。また、合同企業面接会及び就職ガイダンスを開催した。(平成 24 年度まで)

さらに、被災による農業・漁業離職者を農業法人・漁業経営体等が雇い入れ、簿記や労働法規等に関する講習を行うことを支援し、中高年齢農漁業者の就労を支援した。

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支

給する助成金について助成率の引き上げ等を行った。(教育訓練に係る助成金についての助成率引き上げは平成 25 年度予算成立まで、雇用管理改善の取組に係る助成金についての助成率の引き上げについては平成 25 年 5 月 31 日まで) また、合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行った。(平成 25 年 3 月 31 日まで)

また、被災地復興建設労働者育成支援奨励金による事業主の支援については、被災地の復興に必要な建設関係の人材を育成・確保するために必要な研修の受講支援を行う事業主に対して助成する「被災地復興建設労働者育成支援奨励金」を創設した。

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣や増員により、窓口体制の強化を図った。

・解雇・雇止め・派遣切りへの対応

震災等の影響による解雇・雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行っている。また、厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者等の雇用の安定と保護を図るために最大限配慮するよう要請を実施した。

・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底

がれき処理作業現場や建築物の解体工事への安全衛生パトロールの実施等、復旧・復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を指導した。被災3県に、復旧・復興工事の安全な実施に対応する拠点を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施した。

・未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

未払賃金立替払制度について、原資となる補助金を増額するとともに、申請手続を簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払を実施した。

・復興事業における適正な労働条件の確保

被災地域での労働条件に関する相談体制を強化した。

・雇用保険の給付の延長

現行の個別延長給付(原則 60 日分)に加えて、さらに 60 日分を延長する特例措置を実施した。

また、被災3県の沿岸地域等で、給付日数をさらに 90 日分延長する広域延長給付を実施した。(平成 24 年 9 月 30 日まで)

・福島避難者帰還等就職支援事業(仮称)の実施(25 年度予算案で要求)

福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者等の避難先での就職支援を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、就職支援体制の整備を図る「福島避難者帰還等就職支援事業(仮称)」を平成 25 年度予算案に盛り込んだ。

当面(今年度中)の取組み

- ・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出(再掲)
- ・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出(再掲)
- ・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援(再掲)
- ・公的職業訓練の実施等(再掲)
- ・訓練修了者に対する就職支援等の実施(再掲)
- ・各種助成金による事業主の支援(再掲)
- ・長期失業者等総合支援事業(再掲)
- ・農林漁業者の就労支援(再掲)
- ・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善(再掲)
- ・被災地のハローワークの機能・体制の強化(再掲)
- ・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底(再掲)
- ・復興事業における適正な労働条件の確保(再掲)



|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島避難者帰還等就職支援事業(仮称)の実施(25年度予算案で要求)(再掲)</li> </ul>  |
| <p>中・長期的(3年程度)取組み</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島復興再生特別措置法」を踏まえた対応<br/>原子力災害からの福島の復興・再生を推進するため、避難指示区域から避難している住民や避難指示の解除により帰還する住民の生活の安定のために必要な支援を講じる。</li> <li>・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用機会の創出(再掲)</li> <li>・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出(再掲)</li> <li>・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援(再掲)</li> <li>・訓練修了者に対する就職支援等の実施(再掲)</li> <li>・長期失業者等総合支援事業(再掲)</li> <li>・復旧・復興工事労働災害防止対策の徹底(再掲)</li> <li>・復興事業における適正な労働条件の確保(再掲)</li> </ul> |
| <p>期待される効果・達成すべき目標</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業復興型雇用創出事業」による安定的な雇用の創出<br/>【効果】 5万人の雇用創出(平成28年度末まで)<br/>※「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」と併せた雇用創出数</li> <li>・「震災等緊急雇用対応事業」による当面の雇用機会の創出<br/>【効果】 被災地において2.5万人の雇用創出(平成26年度末まで)<br/>※平成24年度補正予算の積み増しによる雇用創出数</li> <li>・公的職業訓練の実施等(全国)<br/>【目標】 平成25年度 訓練修了3ヶ月後の就職率<br/>公共職業訓練(施設内訓練):80%<br/>公共職業訓練(委託訓練):65%<br/>求職者支援訓練 基礎コース:60% 実践コース:70%</li> </ul>  |

・訓練修了者に対する就職支援等の実施（全国）

【目標】平成25年度 訓練修了3ヶ月後の就職率

公共職業訓練（施設内訓練）：80%

公共職業訓練（委託訓練）：65%

求職者支援訓練 基礎コース：60% 実践コース：70%

・長期失業者等総合支援事業（全国）

【目標】平成25年度 支援開始者数 3,800人、支援開始者の就職率 50%

・農漁業者の就労支援

（農漁業者雇用支援事業）

【目標・効果】平成25年度受講者数740人とし、受講者の離職率を10%未満とする。

平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況

<平成24年度補正予算による措置>

・「緊急雇用創出事業基金の震災等緊急雇用対応事業」の積み増し・延長  
500億円

・「緊急雇用創出事業基金の事業復興型雇用創出事業」の延長  
制度要求

<平成25年度予算による措置>

・求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給などを通じた就職支援  
55億円

・「福島避難者帰還等就職支援事業の実施」  
7.3億円

・復興工事に従事する労働者の安全衛生確保対策  
2.5億円

等

| 若者・女性・高齢者・障害者の雇用機会の確保  |                 |             |
|--|-----------------|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                 | 府省名         |
| 章  | 5 復興施策          | 厚生労働省       |
| 節  | (2)地域における暮らしの再生 |             |
| 項  | ②雇用対策           | 作成年月        |
| 目  | (ii)            | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み   |                 |             |
| <p>・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」による雇用機会の確保<br/>被災地で、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会を確保するため、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設した。</p> <p>・新卒者を中心とした若者の就職支援<br/>ジョブサポーターの増員や被災学生等に交通費や宿泊費が生じない形での就職面接会の開催等を実施した。<br/>また、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等により、就職機会の拡充を図った。</p> <p>・障害者に対する就職支援の充実<br/>全国のハローワークに設置した「震災特別相談窓口」に加え、地域障害者職業センター（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）に設置した「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施した。<br/>また、被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業（※）後の正規雇用奨励金（※）を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターにおける支援体制の充実を図った。<br/>※ 平成 24 年度末をもって終了</p> |                 |             |
| 当面（今年度中）の取組み   |                 |             |
| <p>・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」による雇用機会の確保（再掲）</p> <p>・新卒者を中心とした若者の就職支援（再掲）</p> <p>・障害者に対する就職支援の充実（再掲）</p>  |                 |             |

|   |     |
|---|-----|
| <b>中・長期的(3年程度)取組み</b>   |     |
| ・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」による雇用機会の確保(再掲)  |     |
| <b>期待される効果・達成すべき目標</b>  |     |
| <p>・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」による雇用機会の確保<br/> <b>【効果】</b> 5万人の雇用創出(平成27年度末まで)<br/> ※「事業復興型雇用創出事業」と併せた雇用創出数</p> <p>・新卒者を中心とした若者の就職支援<br/> <b>【目標】</b> 新卒・若年者の就職支援を拡充することにより、これまでの施策とあわせ今年度中に全国で12万4千人(大卒等8万人、高卒等4万4千人を目安に取り組む)の新卒者の就職を目指す。</p> <p>・地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実<br/> <b>【目標・効果】</b> 職業準備支援等の実施による就職等へ向かう次の段階への移行率:80%(平成25年度全国計※)<br/> <b>【目標・効果】</b> ジョブコーチ支援終了後6ヶ月後の職場定着率:<br/> 80%(平成25年度全国計※)<br/> ※独立行政法人通則法第31条に規定により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定めた年度計画</p> |     |
| <b>平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況</b>   |     |
| ・被災新卒者等に対する就職支援の推進  | 5億円 |

| 被災した生活衛生関係営業者への支援   |   |           |
|---|---|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |   | 府省名       |
| 章   | 5 復興施策  | 厚生労働省     |
| 節   | (2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保   |           |
| 項   | ①地域の支え合い②雇用対策<br>⑦コミュニティを支える生業支援  | 作成年月      |
| 目   | ①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建<br>②(iv)個人事業者や商店等の復興<br>⑦(i) 地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援 | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み  |   |           |
| <p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の1日も早い事業再開を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定 20 件</li> <li>・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数 2,074 件(平成 25 年 2 月末現在)</li> </ul> |   |           |
| 当面(今年度中)の取組み  |   |           |
| <p>東日本大震災復興特別貸付の資金使途へ振興運転資金を追加し、被災した生活衛生関係営業者等を支援。</p> <p>また、「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「復興に向けたロードマップ」を踏まえ、東日本大震災で店舗の再生が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興及び自立を支援する。</p>  |   |           |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |   |           |
| <p>東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。</p>  |   |           |
| 期待される効果・達成すべき目標   |   |           |
| 生活衛生関係営業者の自立  |   |           |
| 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況  |   |           |
| <p>生活衛生関係営業対策事業費補助金<br/>平成 25 年度予算 115 百万円【復興特会】</p>  |   |           |

| 被災者向け農の雇用事業  |          |           |
|--|----------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |          | 府省名       |
| 章  | 5 復興施策   | 農林水産省     |
| 節  | (2)      |           |
| 項  | ②        | 作成年月      |
| 目  | (i)、(ii) | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み   |          |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度当初予算の農の雇用事業(農業法人等が新規就農者を雇用して実施する実践研修を支援)において、被災者を優先的に採択。</li> <li>○ 平成 23 年度第3次補正予算及び平成 24 年度当初予算において、農業法人等が被災農業者および就農を希望する被災者を雇用して実施する農業技術等の習得に向けた実践研修を支援。(平成 25 年3月末までに約 330 人を採択)</li> </ul> |          |           |
| 当面(今年度中)の取組み   |          |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 25 年度予算においても、農業法人等が被災農業者および就農を希望する被災者を雇用して実施する農業技術等の習得に向けた実践研修を支援。</li> </ul>  |          |           |
| 中・長期的(3 年程度)取組み  |          |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業技術等の習得に向けた実践研修を継続して支援し、雇用創出と人材育成を促進。</li> </ul>   |          |           |
| 期待される効果・達成すべき目標  |          |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 550人規模の被災農業者等の雇用を創出。</li> </ul>   |          |           |
| 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況   |          |           |
| ・被災者向け農の雇用事業 188 百万円【復興特会】   |          |           |

| 農山漁村女性の起業活動等の取組支援  |        |           |
|--|--------|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |        | 府省名       |
| 章  | 5 復興施策 | 農林水産省     |
| 節  | (2)    |           |
| 項  | ②      | 作成年月      |
| 目  | (iii)  | 平成 25 年4月 |
| これまでの取組み   |        |           |
| <p>○ 平成 23 年度当初予算を活用し、被災地において、直売所での起業活動を再開した女性グループ等の新商品開発等の取組や、復興に向けた女性の視点からの提案等を行うセミナーの開催を支援。</p> <p>○ 平成 23 年度第3次補正予算(地域農業経営再開復興支援事業)において、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成に当たり、本プランの検討メンバーに、女性が概ね3割以上とすることを要件化し、女性の視点を地域農業の復興に活かせるよう措置。</p> <p>○ 24 年度も、女性を含めた地域経営体の声が反映された経営再開マスタープランに基づき、地域農業の復興を図るよう措置。また、24 年度予算において、6次産業化関連事業等においてチャレンジする女性を優先的に支援したほか、女性農業経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者との交流機会の設定、全国レベルの情報交換等を通じて、女性経営者の飛躍的な発展に対して支援。</p> |        |           |
| 当面(今年度中)の取組み   |        |           |
| <p>○ 25 年度以降も、女性を含め、地域経営体の声が反映された経営再開マスタープランに基づき、地域農業の復興を図る。また、25 年度予算においても、地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援を行うほか、女性農業経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者との交流機会の設定、全国レベルの情報交換等を通じて、女性経営者の飛躍的な発展に対して支援。</p>  |        |           |
| 中・長期的(3 年程度)取組み  |        |           |
| <p>○ 引き続き上記の支援を実施。</p>   |        |           |
| 期待される効果・達成すべき目標  |        |           |
| <p>○ 女性の声を地域農業の復興に活かすとともに、女性の起業活動等への取組を支援することを通じて女性の能力を最大限に活用し、地域農業の活性化や6次産業化を振興。</p>  |        |           |
| 平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況   |        |           |
| <p>・女性・高齢者等活動支援事業のうち女性経営者発展支援事業等 160 百万円<br/> ・地域農業経営再開復興支援事業 1,142 百万円【復興特会】</p>  |        |           |

| ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス育成支援  |   |             |
|---|---|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |   | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策  | 経済産業省       |
| 節   | (2) 地域における暮らしの再生  |             |
| 項   | ②雇用対策   | 作成年月        |
| 目   | (iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。 | 平成 25 年 4 月 |
| これまでの取組み  |   |             |
| 平成24年度「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金」において、被災地支援に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの育成を支援。   |   |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |   |             |
| 平成25年度についても引き続き、「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業費補助金」において、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。             |   |             |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |   |             |
| 引き続き、被災地の復興及び地域経済の活性化を図るため、女性をはじめとした起業家の被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。  |   |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |   |             |
| 震災からの復興に資する事業が新たに展開され、平成24年度～28年度までの5年間で、約1000事業のソーシャルビジネス・コミュニティビジネスが創出されることを目標とする。新規事業が創出されることで、被災地の雇用の確保等を促進することにより、震災からの早期の復興や被災地の地域経済の活性化等に貢献する。 |   |             |
| 平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況  |   |             |
| 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 2億円【復興特会】   |   |             |